

# 6月6日は飲酒運転撲滅の日

## 飲酒運転撲滅に向けて

昨年6月6日、飲酒運転を一因とする無謀な運転により一家5人が死傷する悲惨な交通事故が発生し、市民の皆様には深い悲しみと強い憤りをもたらしました。

市では、飲酒運転をなくそうと、関係機関・団体の皆様と協力しながら集会の開催や飲食店への協力依頼、街頭啓発などを行ってきましたが、その後も市内において飲酒を伴う交通事故等が続きました。

こうした状況を受け、昨年12月の市議会において、すべての市民が一体となって飲酒運転を撲滅するために、「砂川市飲酒運転撲滅に関する条例」が制定されました。また、市では下記のような取り組みを行っています。「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、飲酒運転撲滅に向けた取り組みに市民の皆様のご協力をお願いします。

### 事業者等の皆様へ

飲酒運転防止の研修用DVDを貸し出しますので、事業所内の研修等にご活用ください。また、砂川警察署では事業所等に出向いて、交通安全講話を行いますので、希望する事業者等は砂川警察署交通課☎0110にご連絡ください。

### 飲食店・酒類販売店等の皆様へ

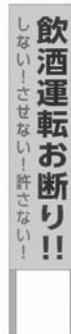
飲酒運転撲滅を呼び掛けるポスターや卓上のぼりを提供しますので、来客者への啓発にご利用ください。

### 駐車場所所有者の皆様へ

飲食店周辺の駐車場所所有者に「飲酒運転お断り」と書かれた看板を提供しますので、駐車場に設置してください。

### イベント主催者の皆様へ

お酒を提供するイベント等で飲酒運転撲滅を呼び掛けるのぼりを貸し出しますので、来場者への啓発にご活用ください。



ポスターや卓上のぼり、看板の提供、のぼりの貸し出しを希望される方は、生活交通係までご連絡ください

## 飲酒運転撲滅集会

「砂川市飲酒運転撲滅に関する条例」で「飲酒運転撲滅の日」と定められた6月6日に、飲酒運転撲滅集会を開催します。どなたでも参加できますので、ぜひお越しください。

○とき 6月6日(月) 午前10時30分～

○ところ 地域交流センターゆう

○内容 北海道交通事故被害者の会の方による講演や砂川市民劇団による演劇を予定しています。また、集会後には、参加者による旗の波運動を行います



【お問い合わせ】 生活交通係☎2121